

No 337

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	子どもの遊び場づくり	開始年度	平成 22 年度
所属	街づくり支援部土木課公園計画担当		
所管課長	街づくり支援部土木計画担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(3) 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する		
施策名	① 都心機能を支え人にやさしい道路・公園等の整備		

事業概要	
事業の目的	子どもたちが自由にのびのびと思いっきり遊べるように場所と機会を提供するとともに、遊びをとおして子どもたちの豊かな心身の発育を支えるため、プレーパーク事業を推進していきます。
事業の対象	プレーパーク事業の対象は、区内の児童及び保護者です。
事業の概要	<p>「プレーパークの基本的考え方」（平成23年3月）に基づき、当初は、区がけん引役となり住民組織の核となる人材の掘り起しや、住民組織の下地作りを行ってきた結果、高輪地区及び芝浦港南地区において事業運営を担える住民組織が立上り、平成28年度から主体的に運営を行っています。区は、「港区プレーパーク事業支援実施要綱」により、支援を行っています。</p> <p>平成28年度 ・高輪地区（高輪森の公園）・・・19回開催 ・芝浦港南地区（港南三丁目遊び場）・・・12回開催 ・麻布地区（有栖川宮記念公園）・・・4回開催（指定管理者による）</p>
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	利用者数			指標2	実施回数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	3,000	5,770	192.3%	平成27年度	24	24	100.0%	平成27年度			
	平成28年度	4,000	5,392	134.8%	平成28年度	35	35	100.0%	平成28年度			
平成29年度	4,000	—	—	平成29年度	40	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	実施回数は、毎年着実に増えてきています。利用者数は、天候や季節によってばらつきがありますが、天気が良いと1日200人を超える利用者がありとても賑わっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	141	141	0	0	0	0	0	0	141	139	99%
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
平成29年度	156	156	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	事業の普及啓発及び地域サポーター募集のためのパンフレット印刷代なので、現状維持が必要です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	参加者等の意見としては、開催回数及び開催場所を増やして欲しいという声が多く、区民ニーズは高いといえます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区内では、13区が区が関わったプレーパーク事業を行っています。
区関与の必要性（実施する必要性）	「プレーパークの基本的考え方について」（平成23年3月）では、区は、財政支援を行うこととしています。
前年度の最終評価及び付帯意見	対象外
事業の課題	各総合支所毎に1か所程度の開催となるよう段階的に増やしていく必要がある。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	参加者数も多く、子どもたちが次の開催を楽しみにしている。
② 効果性	4	子どもたちが外遊びから多くのことを学び、心身ともに豊かになります。
③ 効率性	4	住民組織による運営で、区は財政支援を行うことは、住民組織及び団体の各自が、事業に対する自覚と責任感をまし、ケガやトラブルの対応処理がスムーズにいく。また、地域において、人と人をつなぐ役割も果たす。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	子どもが自由に遊ぶには、自分の責任という考え方が基本です。禁止事項ばかりの遊び場ではわくわくするような楽しい遊びや新たな発見は生まれません。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにしたプレーパークによって、子どもは様々なことを学びます。よって継続とします。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No	343	平成29年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	雨水浸透施設整備費助成	開始年度	平成	21 年度
所属	街づくり支援部土木課土木計画係			
所管課長	街づくり支援部土木計画担当課長			
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる			
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる			
施策名	② 災害に強いまちづくり			

事業概要				
事業の目的	下水道施設の負担の軽減を図り、治水対策をより一層推進するため、建築物の新築や建替え時などにおいて、計画地の条件に合わせた雨水流出抑制施設の設置に関する指導を行うとともに、個人所有の小規模建築物などにおいて、雨水流出抑制施設の整備にあたり助成を行います。			
事業の対象	個人が所有する住宅等に設置する雨水浸透施設の整備（ただし敷地面積500㎡以上の新築は除く。）。			
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 個人が所有する住宅等（ただし敷地面積500㎡以上の新築は除く。）について「浸透ます」と「浸透管（浸透トレンチ）」の設置に対する助成制度です。 区の指針に準拠した構造の施設が助成対象です。 助成金は40万円が上限で、区が定めた標準工事費単価から算出した額の助成を行います。 			
根拠法令	港区雨水浸透施設設置助成要綱 雨水流出抑制事業補助要綱（東京都）			

事業の成果												
指標	指標1	助成件数			指標2	助成対象施設の浸透量(㎡)			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	11	2	18.2%	平成27年度	33	13	38.6%	平成27年度			
	平成28年度	9	6	66.7%	平成28年度	27	27	100.0%	平成28年度			
	平成29年度	7	—	—	平成29年度	21	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	助成対象施設の浸透量(㎡)については、浸透施設が辛うじて設置可能と想定される敷地面積100㎡とし、助成対象となる500㎡以下の敷地については100㎡あたり3㎡が抑制対策量となることから、1件あたり3㎡を想定しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,975	2,157	0	818	0	0	0	0	2,975	636	21%
平成28年度	2,862	2,075	0	787	0	0	0	0	2,862	1,315	46%
平成29年度	2,324	1,712	0	612	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	都費補助は事業費の27.5% 都費の補助金は612,150円を要望しましたが、内定額は216,800円となりました。しかし東京都より、他区の助成状況により予算調整を行い、内定額以上の交付も可能になる場合もあるとの連絡を受けているため、予算は当初予定のままにしております。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	都の補助金を活用することで、区の負担軽減に努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	水環境の保全と都市型水害のリスクの軽減を図ることができる雨水浸透施設について、個人所有の小規模建築物において費用の軽減を図るため、助成の申請があります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	23区では、港区を含む10区で実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	公益性が高く、雨水流出抑制施設設置指導要綱に基づく指導と連携した事業であるため、区以外の実施は困難です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	広報や窓口での周知を行っていますが、個人が所有する住宅等に設置する雨水浸透施設の申請件数が少ないため、執行率が低くなっています。また、都の補助金を活用しているため、申請数を増やすために補助対象となる基準を変更することはできません。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	都市型水害などの水害リスクは増加傾向にあることと、防災に関する区民意識は高い状態にあるため、事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	実施手段は妥当であり、また都からの補助金を活用していることから、コストの面でも有効と思われます。
③ 効率性	4	雨水流出抑制施設の整備に直接的に結びついており、下水道施設の負担軽減が図られています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	雨水流出抑制施設の設置は、水環境の保全と都市型水害のリスクの低減、さらには防災に関する区民意識の向上に資することから、今後も事業を継続します。				

No 344

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	水防対策	開始年度	平成 6 年度
所属	街づくり支援部土木課土木計画係		
所管課長	街づくり支援部土木計画担当課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	② 水循環施策の総合的な推進		

事業概要	
事業の目的	下水道施設の負担の軽減を図り、治水対策をより一層推進するため、建築物の新築や建替え時などにおいて、計画地の条件に合わせた雨水流出抑制施設の設置に関する指導を行う。 また、河川において、治水上の機能が十分に確保されている必要があるため、河川施設の点検を実施する。
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水流出抑制施設設置の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・250㎡以上の敷地において実施する、個人、民間企業等の建築物の新築、増改築及び駐車場の新設、増設、改修の事業主 ・国、都、区、公社等が実施する公共的な事業 ●河川点検 古川、古川支流、汐留川
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の新築、増改築 及び 駐車場の新設、増設、改修の事業を対象として、建築計画にあわせて、雨水流出抑制施設の設置を指導しています。 ●東京都総合治水協議会において作成したパンフレットを活用し、普及啓発を図っています。 ●東京都作成の堤防等河川管理施設(土木施設)及び河道の点検要領に基づき、河川管理施設の変状の発見、種別の分類、健全度の把握、応急処置の必要性の判断をすることを目的として実施します。
根拠法令	渋谷川・古川流域豪雨対策計画、水防法第15条 河川法第15条の2

事業の成果												
指標	指標1	雨水流出抑制施設設置指導件数			指標2	抑制対策量 (m ³)			指標3	河川点検延長(m)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	200	207	103.5%	平成27年度	10,000	14,521	145.2%	平成27年度	—	—	—
	平成28年度	200	156	78.0%	平成28年度	10,000	17,190	171.9%	平成28年度	—	—	—
平成29年度	150	—	—	平成29年度	7,500	—	—	平成29年度	4,800	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	雨水浸透施設の設置促進により、下水道施設の負担を軽減し、水害による被害の軽減および、健全な水環境系の保全と構築を図っています。 指標3については今年度から新たに導入します。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	9,475	9,475	0	0	0	0	0	0	9,475	9,475	100%
平成28年度	9,753	9,753	0	0	0	0	0	0	9,753	9,459	97%
平成29年度	14,174	14,174	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	業務委託の内容をすべて職員でこなすには、現在の職員数、業務量の中では困難な状況です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	都市型水害のリスクの低減のニーズがあるため、今後も雨水流出抑制施設の設置や河川点検を実施する必要があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	雨水流出抑制施設設置の指導は、中央区、豊島区を除く21区が実施しています。河川点検については、東京都。
区関与の必要性（実施する必要性）	浸透施設の設置については、公益性が高く、雨水浸透施設設置助成要綱に基づく助成事業と連携した事業であるため、区以外の実施は困難です。河川点検については、事務処理特例条例により、区が河川の維持管理を行うこととなっているため、区による法定点検が必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	区民や事業者等から提出されて行う事業であるため、評価指標の設定が難しい事業であります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	都市型水害などの水害リスクは増加傾向にあることと、防災に関する区民意識は高い状態にあるため、事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	下水道管の負荷軽減や、浸水リスクの周知について、一定の効果があります。
③ 効率性	4	雨水流出抑制施設設置指導については、各案件について詳細に至るまでチェックを行っており、処理に時間を要するため、業務委託により効率化をはかれています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 	

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	雨水流出抑制施設の設置は、水環境の保全と都市型水害のリスクの低減、さらには防災に関する区民意識の向上に資することから、今後も事業を継続します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	